

法務省民事局事務分掌規程

(平成13年1月 6日 民総第197号)

最終改正(平成25年3月18日 民総第252号)

(局付)

第1条 民事局に、局付を置くことができる。

2 局付は、局長を助け、局長が特に命ずる事務をつかさどる。

(課長補佐及び管理官補佐)

第2条 各課に課長補佐(補佐官)を、民事法制管理官に管理官補佐(補佐官)を置く。

2 課長補佐(補佐官)は、課長を補佐し、命を受けて、課の事務を処理する。

3 課長補佐(補佐官)が2人以上置かれている課における課長補佐(補佐官)の事務の分担は、別に課長が定める。

4 課長補佐(補佐官)のうち総括補佐官を命ぜられた者は、局の庶務に関する事務を総括する。

5 課長補佐(補佐官)のうち上席補佐官を命ぜられた者は、課の複雑困難な事務を担当する。

6 管理官補佐(補佐官)は、民事法制管理官を補佐し、命を受けて、民事法制管理官の事務を処理する。

(法務専門職)

第3条 局長の指定する課又は民事法制管理官に、法務専門職(法務専門官)を置く。

2 法務専門職(法務専門官)は、命を受けて、課又は民事法制管理官の専門的事務に従事する。

3 法務専門職(法務専門官)のうち上席法務専門官を命ぜられた者は、課又は民事法制管理官の複雑困難な専門的事務を担当する。

(民事監査官)

第4条 総務課に、民事監査官1人を置く。

2 民事監査官は、命を受けて、民事局の所掌事務のうち特定事項に係るものの監査に関する事務に従事する。

(室長補佐)

第5条 登記情報管理室及び登記情報センター室に室長補佐(補佐官)を置くことができる。

2 室長補佐(補佐官)は、室長を補佐し、命を受けて、室の事務を処理する。

(民事調査官補佐及び民事調査官付)

第6条 総務課に、民事調査官補佐及び民事調査官付を置くことができる。

2 民事調査官補佐は、民事調査官を補佐し、命を受けて、民事調査官の事務を処理する。

3 民事調査官付は、命を受けて、民事調査官の事務に従事する。

(地図企画官補佐及び地図企画官付)

第6条の2 民事第二課に、地図企画官補佐及び地図企画官付を置くことができる。

2 地図企画官補佐は、地図企画官を補佐し、命を受けて、地図企画官の事務を処理する。

3 地図企画官付は、命を受けて、地図企画官の事務に従事する。

(総務課に置く係)

第7条 総務課に、登記情報管理室及び登記情報センター室に置くもののほか、次の12係を置く。

庶務係

給与係

法規第一係

法規第二係

法規第三係

法務局係

公証係

予算係

施設係

企画第一係

企画第二係

企画第三係

2 登記情報管理室に、次の3係を置く。

管理係

資金係

計画係

3 登記情報センター室に、次の7係を置く。

登記情報第一係

登記情報第二係

登記情報第三係

登記情報第四係

登記情報第五係

登記情報第六係

登記情報第七係

(庶務係の所掌事務)

第8条 庶務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 民事局長の官印、民事局印その他公印の保管に関する事。
- (2) 民事局の所掌に係る公文書の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- (3) 民事局の機構及び定員に関する事。
- (4) 民事局の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- (5) 民事局の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事（給与係の所掌に属するものを除く。）。)
- (6) 司法書士試験委員及び土地家屋調査士試験委員の人事の手続きに関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、民事局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(給与係の所掌事務)

第9条 給与係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 民事局の所掌に係る経費の会計に関する事。
- (2) 民事局の職員の勤務時間の管理に関する事。
- (3) 民事局所管の物品の管理に関する事。
- (4) 民事局の職員の福利厚生に関する事。
- (5) 民事局所管の施設の管理に関する事。
- (6) 民事局の職員に貸与する宿舍に関する事。

(法規第一係の所掌事務)

第10条 法規第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 民事法制に関する企画及び立案に関する事（法規第二係及び法規第三係の所掌に属するものを除く。）。)
- (2) 国会に関する連絡に関する事。
- (3) 民事局の所掌事務に関する広報に関する事。
- (4) 民事月報に関する事。

(法規第二係の所掌事務)

第11条 法規第二係は、商法に関する企画及び立案に関する事務をつかさどる。

(法規第三係の所掌事務)

第12条 法規第三係は、財産法に関する企画及び立案に関する事務をつかさどる。

(法務局係の所掌事務)

第13条 法務局係は、法務局及び地方法務局（以下「法務局等」という。）の組織及び運営に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(公証係の所掌事務)

第14条 公証係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公証に関すること。
- (2) 検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会の庶務に関すること。

(予算係の所掌事務)

第15条 予算係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 民事局の所掌に係る経費の予算に関すること（登記情報の管理に必要なものを除く。）。
- (2) 法務局等の所掌に係る経費の予算に関すること（登記情報の管理に必要なものを除く。）。
- (3) 法務局等所管の物品に関すること（登記情報の管理に必要なものを除く。）。

(施設係の所掌事務)

第16条 施設係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務局等所管の施設の管理に関すること。
- (2) 法務局等の職員に貸与する宿舍に関すること。

(企画第一係の所掌事務)

第17条 企画第一係は、法務局等の機構及び定員に関する企画及び立案に関する事務をつかさどる。

(企画第二係の所掌事務)

第18条 企画第二係は、法務局等の事務能率の増進に関する企画、立案及び調整に関する事務（企画第三係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(企画第三係の所掌事務)

第19条 企画第三係は、登記簿等の公開に関する事務の民間委託に関する企画、立案及び調整に関する事務をつかさどる。

(管理係の所掌事務)

第20条 管理係は、登記情報の管理に必要なものの調査、計画及び調整に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(資金係の所掌事務)

第21条 資金係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 登記情報の管理に必要なものの予算及び会計に関すること。
- (2) 賠償償還等の法務局等の債権・債務に係る調査、計画及び連絡に関すること。

(計画係の所掌事務)

第22条 計画係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 登記情報の管理に必要な経費の執行計画に関すること。
- (2) 登記情報の管理に必要な物品の管理に関すること。

(登記情報第一係の所掌事務)

第23条 登記情報第一係は、登記に関する情報システムの運用及び管理に係る計画の策定に関する事務をつかさどる。

(登記情報第二係の所掌事務)

第24条 登記情報第二係は、登記に関する情報システムのうち不動産登記業務処理システムに関する事務（登記情報第五係、登記情報第六係及び登記情報第七係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(登記情報第三係の所掌事務)

第25条 登記情報第三係は、登記に関する情報システムのうち商業・法人登記業務処理システムに関する事務（登記情報第五係、登記情報第六係及び登記情報第七係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(登記情報第四係の所掌事務)

第26条 登記情報第四係は、登記に関する情報システムのうち地図業務処理システム及び他の係に属しない業務処理システムに関する事務（登記情報第五係、登記情報第六係及び登記情報第七係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(登記情報第五係の所掌事務)

第27条 登記情報第五係は、次に掲げる事務（登記情報第六係及び登記情報第七係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- (1) 登記に関する情報システムのうちオンライン申請システムその他の業務連携システムに関すること。
- (2) 第24条から第26条までに掲げる業務処理システムに共通する事項の調整に関すること。
- (3) 登記に関する情報システムの情報通信ネットワークに関すること。

(登記情報第六係の所掌事務)

第28条 登記情報第六係は、登記に関する情報システムに関する次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) セキュリティの確保に関すること。
- (2) データの管理に関すること。
- (3) システムの保全に関すること。

(登記情報第七係の所掌事務)

第29条 登記情報第七係は、登記に関する情報システムに関する次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 基本構造及び基本的なプログラムに関すること。
- (2) 機器及び付帯設備に関すること。
- (2) システム監査に関すること。

(民事第一課に置く係)

第30条 民事第一課に、次の7係を置く。

総括係

戸籍指導係

後見登録係

法規係

国籍第一係

国籍第二係

国籍第三係

(総括係の所掌事務)

第31条 総括係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 戸籍及び国籍に関する基本的な事項に係る企画、立案及び監督に関すること
(他の所掌に属するものを除く。)
- (2) 外国に在る日本人の戸籍に関すること。
- (3) 戸籍及び国籍に関する統計に関すること。
- (4) 戸籍及び国籍に関する広報に関すること。
- (5) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)附則第4項に規定する財産の
管理及び処分に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、民事第一課の所掌事務で他の所掌に属しないも
のに関すること。

(戸籍指導係の所掌事務)

第32条 戸籍指導係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務局等が行う戸籍に関する事務の監督に関すること。
- (2) 法務局等が行う住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第9条第2項の
規定による通知及び同法第3章に規定する戸籍の附票に関する事務の監督に関
すること。
- (3) 北方地域に本籍を有する者及び千島又は樺太に本籍を有していた者の戸籍に
関すること。

(後見登録係の所掌事務)

第33条 後見登録係は、後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)
に定める登記に関する事務(法規係の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(法規係の所掌事務)

第34条 法規係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 戸籍及び後見登記等に関する法律に定める登記に関する法令案の作成に関す
ること。

- (2) 戸籍、後見登記等に関する法律に定める登記及び外国の身分法規に関する資料に関すること。
- (3) 住民基本台帳法第9条第2項の規定による通知及び同法第3章に規定する戸籍の附票に関すること（戸籍指導係の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 法制審議会が調査審議する事項のうち身分法に関する資料に関すること。

（国籍第一係の所掌事務）

第35条 国籍第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国籍に関する事務の監督に関すること（国籍第二係及び国籍第三係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 国籍に関する法令案の作成に関すること。
- (3) 国籍に関する資料に関すること。
- (4) 帰化申請事件及び国籍取得事件の処理に関すること。

（国籍第二係の所掌事務）

第36条 国籍第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国籍の喪失及び離脱に関すること。
- (2) 国籍の証明に関すること。
- (3) 国籍に関する照会に関すること。
- (4) 帰化申請事件及び国籍取得事件の処理に関すること。

（国籍第三係の所掌事務）

第37条 国籍第三係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国籍選択に関すること。
- (2) 国籍関係書類の保管に関すること。
- (3) 帰化申請事件及び国籍取得事件の処理に関すること。

（民事第二課に置く係）

第38条 民事第二課に、次の6係を置く。

不動産登記第一係

不動産登記第二係

不動産登記第三係

不動産登記第四係

司法書士土地家屋調査士係

法規係

（不動産登記第一係の所掌事務）

第39条 不動産登記第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 不動産登記その他の登記に係る事務に関すること（不動産登記第二係、不動産登記第三係、不動産登記第四係及び法規係の所掌に属するものを除く。）。

(2) 不動産登記その他の登記に係る登録免許税の徴収に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、民事第二課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(不動産登記第二係の所掌事務)

第40条 不動産登記第二係は、不動産の表示に関する登記に係る事務（不動産登記第三係、不動産登記第四係及び法規係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(不動産登記第三係の所掌事務)

第41条 不動産登記第三係は、筆界特定に関する事務（法規係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(不動産登記第四係の所掌事務)

第42条 不動産登記第四係は、地図の情報化に関する事務（法規係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(司法書士土地家屋調査士係の所掌事務)

第43条 司法書士土地家屋調査士係は、司法書士及び土地家屋調査士に関する事務（法規係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(法規係の所掌事務)

第44条 法規係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 民事第二課の所掌事務に関する法令案の作成に関する事。

(2) 民事第二課の所掌事務に関する資料に関する事。

(3) 法制審議会が調査審議する事項のうち財産法に関する資料に関する事。

(商事課に置く係)

第45条 商事課に、次の6係を置く。

商業法人登記第一係

商業法人登記第二係

商業法人登記第三係

電子認証係

供託係

法規係

(商業法人登記第一係の所掌事務)

第46条 商業法人登記第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 商業登記その他の商事に関する事（商業法人登記第二係、商業法人登記第三係及び電子認証係の所掌に属するものを除く。）。

(2) 法人の登記に関する事。

(3) 非訟事件に関する事。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、商事課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(商業法人登記第二係の所掌事務)

第47条 商業法人登記第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 手形交換所の指定に関すること。
- (2) 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）に定める債権譲渡登記に関すること（法規係の所掌に属するものを除く。）。

(商業法人登記第三係の所掌事務)

第47条の2 商業法人登記第三係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律に定める動産譲渡登記に関すること（法規係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 電子公告に関すること。

(電子認証係の所掌事務)

第48条 電子認証係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 電子認証に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に定める特定認証業務の認定に関すること。

(供託係の所掌事務)

第49条 供託係は、供託に関する事務（法規係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(法規係の所掌事務)

第50条 法規係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 商事課の所掌事務に関する法令案の作成に関すること。
- (2) 商事課の所掌事務に関する資料に関すること。
- (3) 法制審議会が調査審議する事項のうち商事に関する資料に関すること。

(民事法制管理官に置く係)

第51条 民事法制管理官に、次の2係を置く。

法制第一係

法制第二係

(法制第一係の所掌事務)

第52条 法制第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 民事法制に関する基本的な企画及び立案に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、民事法制管理官の職務で他の所掌に属しないものに関すること。

(法制第二係の所掌事務)

第53条 法制第二係は、民事法制に関する基本的な企画及び立案に基づく関係事務の調整に関する事務をつかさどる。

(係主任)

第54条 局長が指定する係に、係主任を置く。

2 係主任の担当する事務は、別に局長が定める。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年4月1日民総第902号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日民総第1055号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月17日民総第3712号)

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月11日民総第661号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日民総第2271号)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日民総第2272号)

この規程は、平成17年10月3日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日民総第862号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日民総第1129号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日民総第850号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月18日民総第252号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。